# 令和3年度税制改正要望 参考資料

令和2年9月



新たなステージ 復興・創生へ

# 令和3年度税制改正要望事項

復興」

新たなステージ 復興・創生へ

		初たなステージ	復興・削
1. 復	興特区関係		
(1)	機械等に係る特別償却等の特例措置の延長	• • •	1
(2)	被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長	• • •	2
(3)	開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長	• • • •	3
(4)	新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長	•••	4
2. 福.	島関係		
(1)	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設		5
(2)	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設	•••	6
(3)	福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置		7
(4)	帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の拡充	•••	8
3. 被约	炎代替資産関係		
(1)	建物・家屋及び土地に係る特例措置の延長	• • •	9
(2)	事業用資産に係る特例措置の延長	•••	14
(3)	農用地に係る特例措置の延長	•••	17
4. 東	日本大震災事業者再生支援機構関係		
(1)	機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長		18
(2)	機構の事業税の資本割の特例措置の延長		19
5. そ(	の他		
(1)	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の延長	•••	20
(2)	防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の 延長		21

〇 令和3年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。

	特別償却		特別償却 税額控除	
	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31
機械・装置	50% (即時償却)	<u>50%</u> ∙34% (即時償却)	15% (15%)	<u>15%</u> •10% (15%)
建物・構築物	25%(25%)	<u>25%</u> •17% (25%)	8% (8%)	<u>8%</u> -6% (8%)

- ※特別償却と税額控除は選択適用。括弧内は福島県の率。
- ※下線は雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内に限る。 (注)復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者 が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を
- ※本特例措置<法37条>、被災者雇用の税額控除<法38条>、 新規立地促進税制<法40条>はいずれかの選択適用。

#### 現状と課題

○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

## 改正内容

本特例措置の対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に重点化した上で、 適用期限(令和3年3月31日)を3年間延長し、<u>令和6年3月31日まで</u>とする。

#### 【改正前】

	特別償却		税額控除	
	H28.4.1~	H31.4.1~	H28.4.1~	H31.4.1~
	H31.3.31	R3.3.31	H31.3.31	R3.3.31
機械・装置	50%	<u>50%</u> • 34%	<b>15%</b>	15% • 10%
	(即時償却)	(即時償却)	(15%)	(15%)
建物•構築物	25%(25%)	25% • 17% (25%)	<b>8%</b> (8%)	<u>8%</u> • 6% (8%)



<sup>※</sup>下線は雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内に限る。



#### 【改正後】

受けた地域」。

	特別償却	税額控除
	R3.4.1~ R6.3.31	R3.4.1~ R6.3.31
機械•装置	50%	15%
建物•構築物	25%	8%

※特別償却と税額控除は選択適用。



復興特区関係:被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長

新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

〇 令和3年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(注1)に対する給与等支給額の10%を税額控除できる。

指定日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31
税額控除率	10%(10%)	<u>10%</u> • 7% (10%)

- ※括弧内は福島県の率。
- ※下線は雇用等被害地域(注2)を含む市町村の区域内に限る。
- ※本特例措置<法38条>、機械等に係る特別償却等<法37条>、 新規立地促進税制<法40条>はいずれかの選択適用。

- (注1)以下のいずれかに該当する者。
  - ①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
  - ②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者
- (注2)復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を 余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。

## 現状と課題

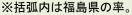
○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、 雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

## 改正内容

本特例措置の対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に重点化した上で、 適用期限(令和3年3月31日)を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。

#### 【改正前】

指定日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31	
税額 控除率	10%(10%)	<u>10%</u> • 7% (10%)	



※下線は雇用等被害地域(注2)を含む市町村の区域内に限る。

#### 【改正後】



## 復興特区関係:開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長

Reconstruction Agency 新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

〇 令和3年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し、事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却等ができる。また、当該特別償却等の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除の適用ができる。

取得日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%(即時償却)	<u>50%</u> •34%(即時償却)

- ※括弧内は福島県の率。
- ※下線は雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

(注)復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を 余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。

## 現状と課題

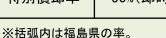
○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、 雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

## 改正内容

本特例措置の対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に重点化した上で、 適用期限(令和3年3月31日)を3年間延長し、<u>令和6年3月31日まで</u>とする。

#### 【改正前】

71-112			
取得日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1∼R3.3.31	
特別償却率	50%(即時償却)	<u>50%</u> •34%(即時償却)	



※下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

#### 【改正後】

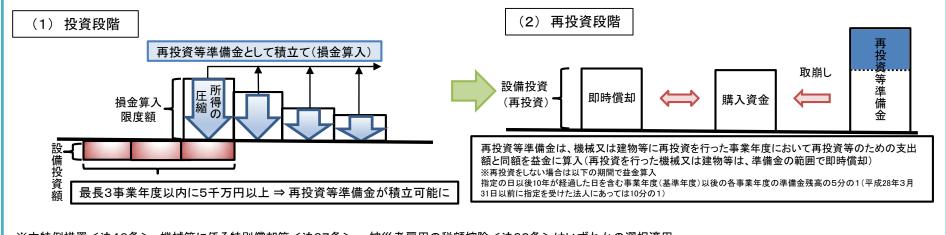
取得日	R3.4.1~R6.3.31
特別償却率	中小企業者等:50% 中小企業者等以外:34%

復興特区関係:新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長

新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

- 今和3年3月31日までの間に指定を受けた東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する復興産業集積区域内に本店を有する法人(復 興推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度と して再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- 東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金 残高を限度に即時償却できる。



## ※本特例措置<法40条>、機械等に係る特別償却等<法37条>、被災者雇用の税額控除<法38条>はいずれかの選択適用。

## 現状と課題

○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進 んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、 雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

## 改正内容

本特例措置の対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に重点化した上で、 適用期限(令和3年3月31日)を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。

福島関係:福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設

## 現状と課題

- 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島県浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積にこれまで取り組んできた。
- 令和3年度以降も、福島の復興・再生には中長期的な取組が必要であり、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼込みの両輪で進めることが重要である。

## 要望内容

- 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。
- ① 機械等に係る特別償却等※1

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物•構築物	25%	8%

- ※1 特別償却と税額控除は選択適用。
- ②避難対象雇用者等※2を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の20%を税額控除できる。

- ※2 原子力災害の被災者である労働者のほか、福島イノベーション・コースト構想の推進に資する労働者。
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除できる特例措置を創設。

(注) ①機械等に係る特別償却等と②避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

新たなステージ 復興・創生

## 現状と課題

- 放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地として福島県を挙げる消費者が10.7%<sup>※1</sup>存在し、また、震災前との比較に おいて福島県を訪れる外国人宿泊者数の伸びが全国を大きく下回る(福島県205%、全国389%<sup>※2</sup>)など、福島県においては、 農林水産業や観光業等で今なお風評被害が根強く残る状況。
- ※1 「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第13回)」(令和2年3月消費者庁取りまとめ)
- ※2 宿泊旅行統計調査「従業員10人以上の施設における延べ宿泊者数」における令和元年結果(確定値)の平成22年結果比

## 要望内容

- いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害<sup>※3</sup>がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動<sup>※4</sup>を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。
  - ※3 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観 光客の数の低迷(改正福島特措法第7条5項3号)
  - ※ 4 特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動(改正福島特措法第74条1項)
- ① 機械等に係る特別償却等※5

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物•構築物	25%	8%

- ※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。
- ②被災雇用者等※6を雇用した場合の税額控除

福島県内の事業所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。

- ※ 6 平成23年3月11日において福島に所在する事業所に雇用されていた者又は平成23年3月11日において福島に居住していた者。
  - (注) ①機械等に係る特別償却等と②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

福島関係:福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置

Reconstruction Agency

## 現状と課題

- 〇 令和2年通常国会で可決・成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」のうち、福島復興再生特別措置法において、原子力被 災12市町村の農地集積を促進する観点から、従来市町村が作成していた農地利用の集積計画について、福島県においても作成できる よう措置。
- 原子力被災12市町村では、市町村、農業委員会のマンパワー不足等の課題が存在することから、福島復興再生特別措置法で避難指示・解除区域における営農再開の加速化を図り当該地域での農地集積を推進していくこととしたところであり、福島県が農地集積を行う場合においても、市町村が行う場合と同様の特例が受けられるよう措置を講じる必要。

## 要望内容

○ <u>福島県が</u>福島復興再生特別措置法に基づき<u>農用地利用集積等促進計画を作成した場合も、市町村が行う場合と同様、</u> 特例が受けられるよう税制上の所要の措置を講ずるもの。

> 県が集積計画を作成した場合の税制特例 (既存の市町村が集積を行う場合と同様の特例)

#### 農業者(出し手)

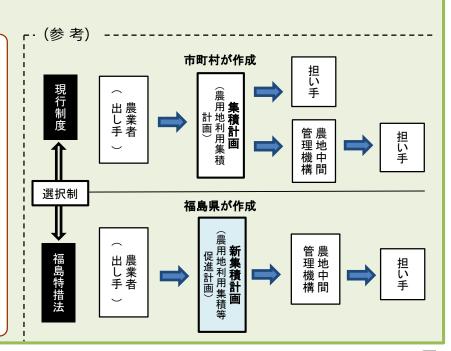
- 〇 農地の譲渡に対して
- •所得税•法人税 (2,000万円、1,500万円、800万円特別控除)
- 農地の貸付けに対して
- •相続税・贈与税 (納税猶予適用農地の借換特例、特定貸付の特例)
- •固定資産税・都市計画税 (農地中間管理機構へ貸し付けた農地の課税の軽減)

#### 農地中間管理機構

- 〇 農地の取得に対して
- 登録免許税 (20/1000→10/1000に税率軽減)
- 不動産取得税(5年以内の売渡しで納税義務を免除)

#### 担い手

- 〇 農地の取得に対して
- •登録免許税 (20/1000→10/1000に税率軽減)
- -不動産取得税 (課税標準の特例(取得価格の1/3を控除))



福島関係:帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の拡充



新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

(1)公共施設(※1)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還環境整備推進法人(※2)に土地等を譲渡した場合等

#### 土地等を譲渡した者

【所得税・個人住民税】 譲渡所得から1,500万円を特別控除 【法 人 税】 1,500万円を損金算入 (※1) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

(※2)避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

#### 帰還環境整備推進法人

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

〔令和4年3月31日まで〕

【不動産取得税】 課税標準からの土地の価額の1/5を控除」

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額(※3)

〔令和4年3月31日までの施設整備完了分につき5年度分〕

(※3)帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を無償で委託した場合には、 納税義務者である土地等の管理を委託した者に当該特例が適用。

(2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地 (おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

#### 土地等を譲渡した者

【所 得 税】 軽減税率(2,000万円以下:15%→10%)

【個人住民税】 軽減税率(2,000万円以下:5%→4%)

【法 人 税】追加課税(5%)の免除〔課税停止中〕

- [令和4年12月31日まで]

#### 帰還環境整備推進法人

【登録免許税】所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

- [令和4年3月31日まで]

※ (1)及び(2)の国税に係る特例措置については公益認定を受けた法人に限る。

## 

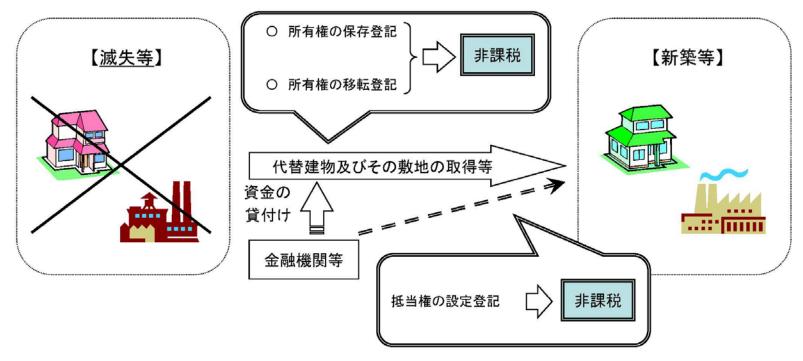
## 現状と課題

- 福島県内の避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、家屋解体等により<u>空き地・空き家が発生しており、これらも有効活用しながら、</u> 生活環境整備(商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等)をはじめとして、より一層、帰還環境整備を推進していくことが必要。
- 〇 また、令和2年における福島復興再生特別措置法の一部改正においては、帰還環境整備推進法人が移住関係の業務を担うことが明確化された ことも踏まえ、引き続き、そうした支援を実施することを明確化。

## 改正内容

「帰還環境整備推進法人」が令和3年4月1日から「帰還・移住等環境整備推進法人」となることから、<u>引き続き、現行の特例措置の対象</u>とする。

○ 被災した建物に代えて新築等した建物及びその敷地の用に供する土地に係る所有権等の保存登記及び移転登記又は抵当権の設定登記については、令和3年3月31日(※)までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。



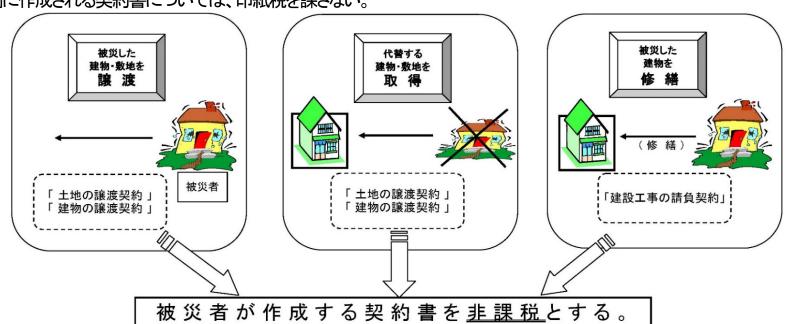
(※) 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わるものにあっては、期間の起算点の特例あり。

## 現状と課題

○ 再建宅地の造成が近年になって完成する地区等があることや現在も避難者がいることなどから、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

○ 被災した建物若しくはその敷地を譲渡する場合、被災した建物に代わる建物若しくはその敷地を取得等する場合又は被災した 建物を修繕する場合等において被災者が作成する不動産の売買契約書又は建設工事の請負契約書のうち、令和3年3月31日<sup>※</sup> までの間に作成される契約書については、印紙税を課さない。



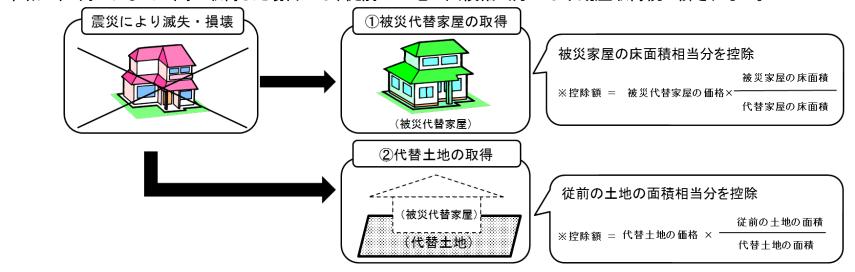
(※) 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わるものにあっては、期間の起算点の特例あり。

## 現状と課題

○ 再建宅地の造成が近年になって完成する地区等があることや現在も避難者がいることなどから、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

- ① 被災代替家屋の取得に係る特例 被災家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を、令和3年3月31日までの間に取得した場合には、被災 家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されない。
- ② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例 被災代替家屋の敷地の用に供する土地(代替土地)で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)に代わる土地を、 令和3年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されない。



## 現状と課題

○ 再建宅地の造成が近年になって完成する地区等があることや現在も避難者がいることなどから、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

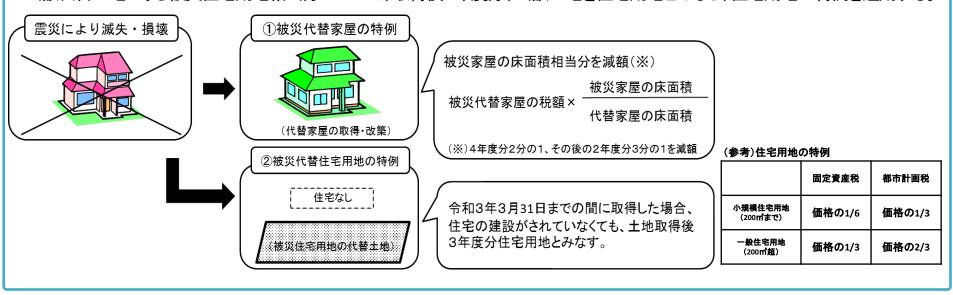
#### 改正内容

① 被災代替家屋に係る特例

被災家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和3年3月31日までの間に取得等した場合には、当該 被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る特例

被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地(代替土地)を令和3年3月31日までの間に取得した場合には、 当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用する。

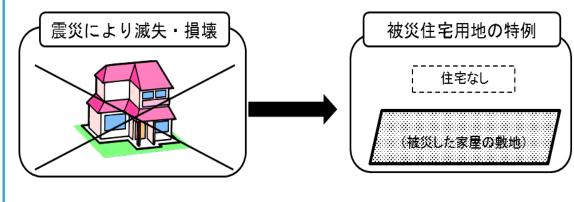


## 現状と課題

○ 再建宅地の造成が近年になって完成する地区等があることや現在も避難者がいることなどから、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

〇 被災した住宅の敷地(被災住宅用地)については、平成24年度分から令和3年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地 の特例を適用する。



住宅が建設されていなくても、令和3年度分までは住宅用地とみなす。

#### (参考)住宅用地の特例

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡まで)	価格の1/6	価格の1/3
一般住宅用地 (200㎡超)	価格の1/3	価格の2/3

## 現状と課題

○ 再建宅地の造成が近年になって完成する地区等があることや現在も避難者がいることなどから、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

本特例措置の適用期限(令和3年度)を5年間延長し、令和8年度までとする。

被災代替資産関係:特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長



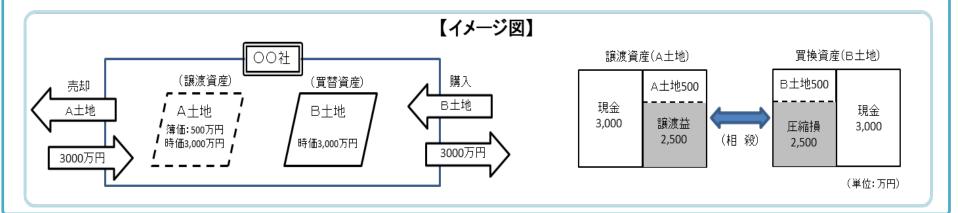
新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

○ 令和3年3月31日までの間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、資産の譲渡の日を含む事業年度において 取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産(買換資産)については、その譲渡をした資産(譲渡資産) に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる。

		譲渡資産	買換資産
	<b>(1</b> )	被災区域(※)である土地等	被災区域である土地等
	$\Box$		被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内の土地等
2		被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等

(※) 東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた 土地の区域。



## 現状と課題

○ 被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

- 個人又は法人が、令和3年3月31日までの間に、以下の①、②に該当する場合、その取得価額の一定割合の特別償却ができる。
  - ① 東日本大震災により滅失し、又は損壊した建物、構築物又は機械若しくは装置等に代わるもので、その製作又は建設の 後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合
  - ② 建物、構築物又は機械若しくは装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被 災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合

被災代替資産等の種類	特別償却率		
	中小企業等	その他の法人	
機械及び装置、船舶(※1)、車両運搬具(※2)	24%	20%	
建物及び構築物(増築部分を含む)	12%	10%	

(※1)船舶は漁船。 (※2)車両運搬具は、四輪車及び軽四輪車。

#### 現状と課題

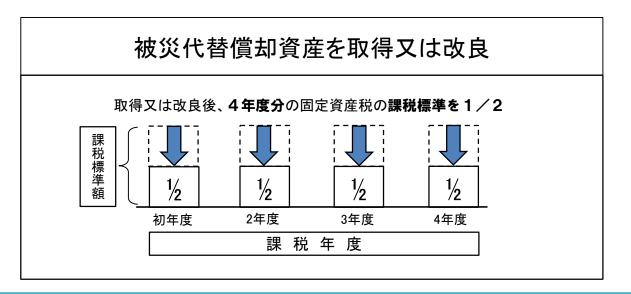
○ 被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

本特例措置の適用期限(令和3年3月31日)を3年間延長し、<u>令和6年3月31日まで</u>とする。



〇 東日本大震災により減失・損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産 (被災代替償却資産)を令和3年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、その 後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする。



## 現状と課題

○ 被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

## 改正内容

被災代替資産関係:農用地に係る特例措置の延長

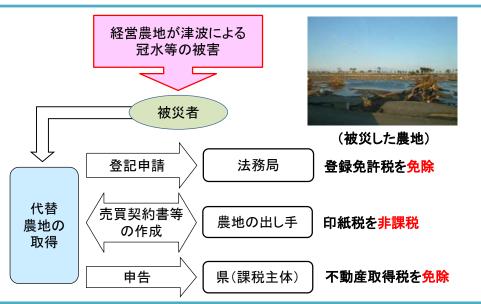


新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

東日本大震災により、被災した農用地の所有者等が、 当該被災農用地に代わる農用地を、令和3年3月31日ま での間に取得した場合には、当該所有者等に対し、以下 の特例措置が講じられている。

- ① 被災農用地の代替農用地を取得する場合の所有権の 移転登記等に対する登録免許税を免除
- ② 被災農用地の譲渡や被災農用地の代替農用地を取得 等する場合に作成する契約書に係る印紙税を非課税
- ③ 被災農用地の代替農用地を取得する場合の<mark>不動産取</mark> <mark>得税を免除</mark>



## 現状と課題

#### 【津波による田畑の流失・冠水した農地の復旧状況】

【一次にのの日本のから、近外のに及心の及にから					
県名	津波被災 農地面積	営農再開 可能面積	復旧率		
青森県	79 ha	76 ha	100 %		
岩手県	550 ha	550 ha	100 %		
宮城県	13,710 ha	13,640 ha	99 %		
福島県	4,550 ha	3,250 ha	71 %		
茨城県	210 ha	210 ha	100 %		
千葉県	660 ha	660 ha	100 %		
合 計	19,760 ha	18,150 ha	93 %		

- 本特例措置は、被災農地の復旧を進める一方、被災農地の代替農地の取得に係る負担軽減を図り、被災者の営農再開を支援する観点から、平成23年度に創設。
- ・ 東日本大震災の津波被害による被災農地の復旧は93%であり、被災 農地の完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現のために も、本特例措置の継続が必要。

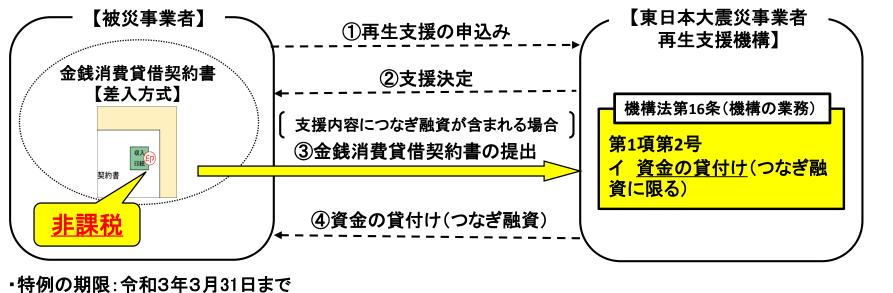
## 改正内容

東日本大震災事業者再生支援機構関係:資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

Reconstruction Agency

## 現行制度

○ 東日本大震災事業者再生支援機構が、支援先の被災事業者に対して行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書については、印紙税を課さない特例が措置されている。



・特例の規限: 予和3年3月31日ま

## 現状と課題

〇 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期限は令和3年3月31日までとなっているが、同機構の支援期間は最長15年間であり、その間に、支援先の被災事業者に対して行う資金の貸付け(つなぎ融資)に係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置を継続する必要がある。

## 改正内容

- 東日本大震災事業者再生支援機構は、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であり、多額の資本金が必要となっているが、円滑な業務遂行のため、法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法上の最低資本金の額(20億円)とする特例が措置されている。
- ・特例の期限: 令和3年3月31日まで

## 現状と課題

- 東日本大震災事業者再生支援機構においては、引き続き、業務を遂行するために十分な財務 基盤を有していることが必要。このため、上記特例を延長する必要がある。
- ※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援期間は最長15年間であり、同機構は最長で令和 17年度まで存続。

## 改正内容

復興庁

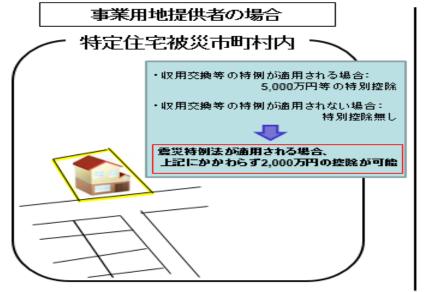
特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の延長

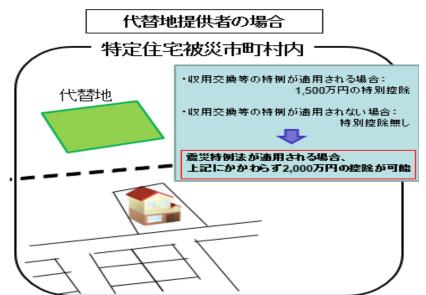
Reconstruction Agency 新たなステージ 復興・創生へ

## 現行制度

○ 個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内(※₁)にあるものが、令和3年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合、「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」(課税標準から2,000万円控除)される。

(※1)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第1項2号に規定する特定住宅被災市町村(6県71市町村)





## 現状と課題

○ 地震・津波被災地域におけるインフラ整備や住まいの再建・復興まちづくりは概ね完了しつつあるが、今後、移転元地を活用した企業立地の促進等、復興の総仕上げ等に向けた取り組みを加速化していく必要がある。

#### 改正内容

防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の延長。

がたわフテージ 海風・創化

## 現行制度

○ 防災集団移転促進事業により買収された公有地を一体的に利活用するため、利活用する区域内の民有地と区域外の公有地を交換する場合に課税される 登録免許税を非課税とする。

## 現状と課題

- 〇被災地では、<u>買い取った住宅地等である公有地と、買取対象とならなかった民有地(商工業用地等)がまだらに混在</u>しており、これら<u>公</u> 有地の一体的な利活用が課題。
- 〇津波被害を受けた被災地では、産業等復興に資する事業を行うためにまとまった低平地の活用への期待が高く、土地の一体的な利活 用を図る必要がある。

【公有地の利活用の一例】・観光施設の駐車場・広場・緑地・市民農園・漁業者の共同利用施設等

〇民有地の所有者に課税される登録免許税を非課税とすることで、<br/>
土地交換を促進することが必要。

防災集団移転促進事業の概要

集団移転

集団移転

(住宅団地の用地取得造成

災害危険区域

の災害危険区域内の住宅地等を買取(公有地化)

の民有地の一部(商工業用地等)は買取対象外

⇒公用地と民有地が混在

<大船渡市の事例>

コミュニティ広場として土地を整形化するために必要な用地(民有地)と事業区域外 の土地(公有地)を交換し整備





<現況>

広場整備範囲 (0.24ha)

防集移転元地 (市有地)

民有地を交換で取得

## 改正内容